

埼玉県PTA連合会 保険制度について

補償内容や事例については書面をご覧ください。こちらの保険を使うかは、各ご家庭の判断となります。

手順は下記の通りになります。

- ① 該当する保護者がホームページ添付資料をプリントアウトし、事故報告書を記入してください。
- ② 賠償事故に関しては、当人同士でご対応お願いします。
- ③ どの事故報告書にもPTA会長印が必要となります。記入した後に保護者が直接、教頭先生に書類を提出し、PTAにて会長印を押してから再び教頭先生を通して保護者にお渡しとなります。
- ④ ファックス送信になります。

PTAとしても書類をお預かりし、印鑑・署名の記入のみのお手伝いとなりますことをご了承の程よろしく願いいたします。

なお、不明な点は直接、保険会社にお問い合わせください。

埼玉県PTA連合会

2022年度 保険制度の手引き

保険期間:2022年4月1日午後4時~2023年4月1日午後4時

2022年4月

埼玉県PTA連合会

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

取扱代理店 株式会社東京海上日動パートナーズTOKIO

連絡先:03-6826-8200

(月~金 9:00~17:00)

埼玉県PTA連合会保険制度について(保険の概要)

埼玉県PTA連合会保険制度には、基本補償<①・②>とオプション<③>があります。

2022年度 東小学校は①②に加入しています。

賠償責任保険：基本補償

<保険料はP7をご参照ください>

事故報告書：様式Ⅲを使用

①PTA活動中の賠償責任(PTA賠償責任保険)

PTA管理下(*1)における次の賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。

- PTA活動(*2)の遂行に起因して生じた偶然な事故により、PTA活動参加者や第三者に与えた身体の障害または財物の損壊により、貴PTAが負担する法律上の賠償責任
- PTA会員および児童・生徒が、日本国内において保管物(貴PTAが使用・管理する第三者から借用したスポーツ用具等の財物をいいます。)を損壊・紛失、または盗取されたことにより貴PTAが負担する法律上の賠償責任

◆被保険者(補償を受けることができる方)：貴PTA

◆保険金をお支払いする場合の例：

PTAが開催したスポーツ大会で、テントの設置ミスによりテントが突然倒れてきたため見学人がケガをした。



PTA主催のテニス大会用にPTAが借りていたテニスラケットをPTA会員が誤って破損した。



◆補償金額：

PTA活動の遂行に伴う賠償責任	対人・支払い限度額	1名/1事故につき 1億円(免責金額なし)
	対物・支払い限度額	1事故につき 1億円(免責金額なし)
保管物にかかわる賠償責任・支払い限度額		加害者1名 10万円 保険期間中 500万円 (1事故免責金額 5,000円)

*1「PTA管理下」とは、PTAの指揮、監督または指導下において、「PTA活動」を行っている間をいいます。ただし、PTAの構成員であるPTA会員および児童・生徒がPTA活動へ参加するための所定の場所と自宅との往復途上は「PTA管理下」には含まれません。

*2「PTA活動」とは、日本国内においてPTAの目的にそってPTAが企画・立案し主催する学習活動および実践活動で、PTA総会、運営委員会における決定などPTA会則(名称は問いません)に基づく正規の手続きを経て決定された諸活動をいいます。

賠償責任保険：オプション

<保険料はP7をご参照ください>

事故報告書：様式Ⅳを使用

③学校の管理下でない児童・生徒の賠償責任(PTA賠償責任保険)

PTAの管理下・管理外を問わずに、PTAの児童・生徒の行為に起因して日本国内において発生した第三者の身体の障害または財物の損壊によりPTAの児童・生徒またはその法定監督義務者(親権者・後見人)が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。

◆被保険者(補償を受けることができる方) 貴PTAの児童・生徒および貴PTAの児童・生徒の親権者等の法定監督義務者

※法定監督義務者として児童・生徒の親権者も被保険者となります。

◆保険金をお支払いする場合の例：

PTAの児童が、自転車で下校途中曲がり角で横から出てきた人にぶつかり、ケガをさせました。



PTAの生徒が、小売店で商品を棚から落として壊してしまいました。



◆補償金額： 支払い限度額 1事故につき(対人・対物共通)1億円(免責金額なし)

※示談交渉なし(PTA賠償責任保険の制度上、被害者との示談交渉はできませんが、被害者との交渉をアドバイスさせていただきます。)

*他人から借用した保管物等、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任によって被る損害は、このオプション部分では保険金のお支払いの対象とはなりませんのでご注意ください。
*学校の管理下(授業中・部活動中)の場合は、法律上生徒に賠償責任は発生しませんので、このオプション部分では保険金のお支払いの対象とはなりませんのでご注意ください。
*スポーツ中の相手同士のケガや物損およびケンカによる損害はお支払いの対象とはなりません。ただし、子ども同士のケンカで、子どもが幼く責任能力がない場合は子どもの親権者(被保険者)が賠償責任を負い、他の保険金をお支払いしない事由に該当しない限り、補償の対象となります。

傷害保険：基本補償

<保険料はP7をご参照ください>

事故報告書 様式Ⅱを使用

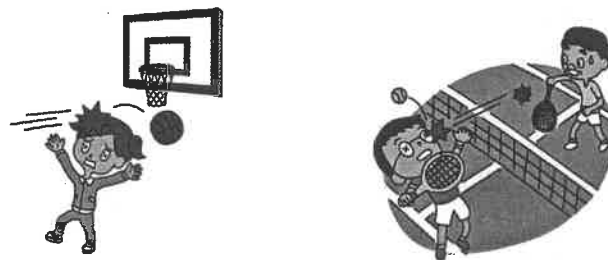
②PTA活動中のケガの補償(PTA団体傷害保険)

日本国内において、保険の対象となる方がPTAの管理下でPTA行事(*1)に参加している間(*2)の「急激かつ偶然な外来の事故(*3)」により、保険の対象となる方がケガ(*4)をした場合に保険金をお支払いします。

- ◆保険の対象となる方(被保険者)：
- ①PTA会員およびその学校に通学する児童および生徒
 - ②PTA会員の同居のご親族
 - ③PTA行事への参加が事前にPTAより認められている方

- ◆保険金をお支払いする場合の例：

PTA主催のスポーツ大会で
ボールがあたってケガをした。



- ◆補償金額：
(保険金額)

死亡保険金 (後遺障害保険金)	250万円 (後遺障害に応じて10~250万円)
入院保険金日額	3,000円
手術保険金(*5)	(入院中以外の手術)1.5万円 (入院中の手術)3万円
通院保険金日額	2,000円

*1「PTA行事」とは、この保険の対象となるPTA行事は、日本国内においてPTAが主催または共催し、PTA総会、運営委員会等、PTA会則に基づく手続きを経て決定された行事をいいます。その他の行事については、保険金のお支払いの対象とはなりませんので、ご注意ください。

*2 PTA行事の開催場所と住居の往復途上を含みます。

*3 日射・熱射による熱中症は補償の対象となりません。

*4 独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定めるところにより給付対象となるケガは保険金のお支払いの対象となりません。

*5 手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

□保険の詳しい内容・保険金請求に関するお問い合わせ先

(取扱代理店)株式会社東京海上日動パートナーズTOKIO(東京海上日動グループ100%出資代理店)

〒108-6111 東京都港区港南2-15-2 品川インターシティB棟11階

TEL: 03-6826-8200 (月~金 9:00~17:00)

FAX: 03-6826-8201

(引受保険会社)東京海上日動火災保険株式会社

(担当) 東京中央支店 専業営業第1チーム

〒108-6111 東京都港区港南2-15-2 品川インターシティB棟11階

TEL: 03-5781-6583

□加入手続きについてのお問い合わせ先

埼玉県PTA連合会事務局

〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎5階

TEL: 048-822-8561 FAX: 048-814-0757

1. PTA団体傷害保険について

■PTA団体傷害保険 補償の概要等 【補償の内容】

PTAの管理下でPTA行事*1に参加している間*2の「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方*3がケガ*4をした場合に保険金をお支払いします。

- *1 国内においてPTAが主催または共催し、PTA総会、運営委員会等、PTA会則に基づく手続きを経て決定された行事をいいます。
- *2 PTA行事の開催場所と住居との往復途上を含みます。
- *3 保険の対象となる方は次に掲げる方となります。
 - ①PTA会員およびその学校に通学される児童・生徒
 - ②PTA会員の同居の親族の方
 - ③PTA行事への参加が事前にPTAより認められている方
- *4 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。また、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定めるところにより給付対象となるケガについては保険金お支払いの対象となりません。

保険金支払いの対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ・保険契約者または保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ
後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※保険期間を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ
入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払い対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限り*3。 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるもの)に限り*3。をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・日射・熱射による熱中症
通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払い対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等によりギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 *1 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレースおよび三内式シーネをいいます。	

このパンフレットはPTA団体傷害保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご加入の際のご注意

①告知義務(ご加入時に代理店または弊社に重要な事項を申し出いただく義務)等

・加入依頼書等に★が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合はご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください(弊社の代理店には告知受領権があります。)。この保険では、告知事項は以下の事項となります(詳細は加入依頼書等をご確認ください。)

●他の保険契約等*1を締結されている場合には、その内容(同時に申し込む契約を含みます。)

*1「他の保険契約等」とは、この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払い責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

・加入される方(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、所属についても併せてご確認くださいませようお願いします。

②死亡保険金受取人の指定:死亡保険金は法定相続人にお支払いします。特定の方を指定する場合は、必ず被保険者の同意を得てください。

また、同意のないままにご加入をされた場合にはご加入が無効となります。死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、代理店までお申し出ください。

③継続してご加入頂く場合は、現在のご契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、ご加入の代理店または弊社まですぐにご連絡ください。なお、本パンフレットの内容は2022年4月1日以降の補償内容です。それより前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

④加入内容変更をされている場合、お手元の更新加入依頼書には反映されていない可能性があります。

⑤ご契約内容および事故報告内容の確認について:損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は上記目的以外には用いません。

ご不明の点は、弊社までお問い合わせください。

ご加入後のご注意

①ご加入内容の確認・保管:加入者票は加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向通りの加入内容になっているかどうかをご確認くださいませようお願いします。

また、加入者票が到着するまでの間、加入依頼書控等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いします。ご不明な点があれば、ご加入の代理店または弊社までお問い合わせください。

②ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前に、ご加入の代理店または弊社までお問い合わせください。

加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念の為、連絡先の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

もし事故が起きたときは

①事故の通知:事故が発生した場合には、30日以内にご加入の代理店または弊社にご連絡ください。

②保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店との間で有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。

PTA団体傷害保険は「PTA団体傷害保険特約(B)セット傷害保険」のペットネームです。

このパンフレットはPTA団体傷害保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。なお、約款はご契約者である団体の代表者にお渡しする予定です。必要に応じ団体までご請求ください。また、パンフレットには、ご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。

2. PTA賠償責任保険について

●PTA管理下(注1)における以下①②の賠償責任および児童・生徒賠償責任の補償をお申込みいただいた場合に限り、児童・生徒の日常活動中(PTA管理下かどうかを問いません)の賠償責任(下記③)を補償いたします。

①PTA活動の遂行に伴う賠償責任

PTA(注2)がPTA活動(注3)の遂行に起因して生じた偶然な事故により、PTA活動参加者等の第三者の身体に障害を与えたり、財物を損壊したことに付き被保険者(補償を受けることができる方)であるPTAが法律上の賠償責任を負担した場合に被る損害に対して保険金をお支払いします。

②保管物に係わる賠償責任

PTAが第三者から借用し、使用・管理するスポーツ用具などの財物(保管物といいます)をPTA会員や児童・生徒が損壊・紛失または盗取されたことにより、被保険者(補償を受けることができる方)であるPTAが、法律上の賠償責任を負担した場合に被る損害に対して保険金をお支払いします。

③児童・生徒の行為に起因する賠償責任(PTAの管理下の事故かどうかを問いません)

PTAの児童・生徒(PTAの組織単位である学校等に通学する者に限り)の行為に起因して、日本国内において第三者の身体に障害を与えたり財物を損壊したことに付き、被保険者(補償を受けることができる方)であるPTAの児童・生徒またはその親権者その他の法定の監督義務者が法律上の賠償責任を負担した場合に被る損害に対して保険金をお支払いします。(なお、他人から借用した保管物等、被保険者が所有・使用・管理する財物の損害については③では補償されませんので、ご注意下さい。)

(注1)「PTA管理下」とは、PTAの指揮、監督および指導下において、「PTA活動」を行っている間をいいます。ただし、PTAの構成員であるPTA会員および児童・生徒がPTA活動へ参加するための所定の場所と自宅との往復途上にある間は「PTA管理下」には含まれません。

(注2)「PTA」とは、保護者と教職員で構成される団体をいい、児童・生徒の健全な成長をはかることを目的とし、親と教師が協力して学校および家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興につとめ、または児童・生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実をはかるため、PTA会員相互の学習、その他必要な活動を行うものをいいます。

(注3)「PTA活動」とは、日本国内においてPTAの目的にそってPTAが企画・立案し主催する学習活動および実践活動で、PTA総会または運営委員会における決定などPTA会則(名称は問いません)に基づく正規の手続きを経て決定されたものをいいます。

*賠償責任の承認や賠償金のお支払いに際しましては、あらかじめ保険会社の同意が必要となります。

●保険金をお支払いできない主な場合

①契約者・被保険者の故意

②戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議

③地震、噴火、洪水、津波または高潮

④他人との特別な約定により加重された賠償責任

⑤被保険者が所有、使用または管理する施設の修理、改築または取壊しなどの工事に起因する賠償責任

⑥自動車、原動機付自転車、車両(原動力がもっぱら人力によるものを除きます。)の所有、使用または管理に起因する賠償責任

⑦被保険者の占有を離れた物や飲食物に起因する賠償責任

⑧被保険者が第三者から借用した保管物のかし、自然の消耗もしくは性質による破損または借用した保管物を貸主に返還した日から

30日経過後に発見された保管物の破損に起因する賠償責任

⑨PTA活動終了後に行われたPTA活動以外の活動に起因する賠償責任

⑩被保険者と生計を共にする別居の親族に対する賠償責任

⑪被保険者の心神喪失に起因する賠償責任

⑫自動車、原動機付自転車もしくは航空機または船舶・車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)または銃器(空気銃を除きます。)の所有、使用または管理に起因する賠償責任

(注)⑤⑥⑦は上記「PTA活動の遂行に伴う賠償責任」にのみ適用し、⑧は「保管物に係わる賠償責任」にのみ適用します。

⑨は「PTA活動の遂行に伴う賠償責任」と「保管物に係わる賠償責任」にのみ適用します。

また、⑩⑪⑫は「児童・生徒の行為に起因する賠償責任」にのみ適用します。

(注)被保険者(補償を受けることができる方)は以下のとおりとなります。

・「PTA活動の遂行に伴う賠償責任」: 貴PTA

・「児童・生徒の行為に起因する賠償責任」: 貴PTAの児童・生徒および貴PTAの児童・生徒の親権者等の法定監督義務者(責任無能力者を含みません。)

●PTA賠償責任保険でお支払いする保険金及びお支払い方法について

【お支払いする保険金】

①法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払い責任を負う損害賠償金

※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ保険会社の同意が必要です

②損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用

③事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続きまたは既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために保険会社の同意を得て支出した必要・有益な費用

④事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任が無いことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または保険会社の同意を得て支出したその他の費用

⑤保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

【保険金のお支払い方法】

上記①の損害賠償金については、その額から免責金額(自己負担額)を差し引いた額に対して支払い限度額を限度に保険金をお支払いします。

上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります。ただし②の争訟費用については、①損害賠償金の額が支払い限度額を超える場合は、「支払い限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

なお、PTA賠償責任保険のご加入の際のご注意・ご加入後のご注意事項(告知義務・通知義務、他の保険契約等がある場合、およびその他の重要事項)に関しましては、後記の「重要事項説明書」に記載されておりますので、ご確認くださいませよう願いたします。

3. 補償金額と保険料

●PTA団体傷害保険(基本補償)

死亡保険金 (後遺障害保険金)	250万円 (後遺障害に応じて 10万円～250万円)	PTAの管理下でPTA行事に参加している間(往復途上を含みます。)の急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被り、その直接の結果として事故の日からその日を含めて180日以内に死亡もしくは後遺障害を生じた場合。
入院保険金日額	3000円	PTAの管理下でPTA行事に参加している間(往復途上を含みます。)の急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被り、傷害事故の日からその日を含めて180日以内に入院した場合、入院日数に対し事故の日からその日を含めて180日を限度として1日につき入院保険金日額を支払う。
手術保険金	(入院以外の手術) 1.5万円 (入院中の手術) 3万円	PTAの管理下でPTA行事に参加している間(往復途上を含みます。)の急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被り、事故の日からその日を含めて180日以内にその傷害の治療を直接の目的として所定の手術を受けた場合、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
通院保険金日額	2000円	PTAの管理下でPTA行事に参加している間(往復途上を含みます。)の急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被り、傷害事故の日からその日を含めて180日以内に通院した場合、通院日数に対し1事故について90日を限度として1日につき通院保険金日額を支払う。

●PTA賠償責任保険

基本補償	PTA活動の遂行に伴う賠償責任	対人・支払い限度額	1名1億円 1事故1億円 (免責金額なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA管理下における次の事由に起因して、貴PTAが法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償する。 ・PTA活動の遂行に起因して生じた偶然な事故により、他人の身体・生命を害した場合、もしくは他人の財物を損壊したこと。 ・貴PTAが第三者から借用し、使用・管理するスポーツ用具等の財物をPTA会員または児童・生徒が損壊・紛失、または盗取されたこと。
		対物・支払い限度額	1事故1億円 (免責金額なし)	
	保管物にかかわる賠償責任・支払い限度額		加害者1名 10万円 保険期間中500万円 (1事故免責金額5,000円)	
オプション (任意付帯)	児童・生徒賠償責任支払い限度額		1事故(対人・対物共通) 1億円 (免責金額なし)	PTAの児童・生徒の行為に起因する対人・対物事故によりPTAの児童・生徒またはその親権者やその他の法定監督義務者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する。

●保険料

		補償項目	保険料単価
基本契約	傷害保険基本補償	死亡・後遺障害	1世帯あたり 90.00円
		入院保険金	
		手術保険金	
		通院保険金	
賠償責任保険 基本補償	PTA活動の遂行に伴う賠償責任	対人	児童・生徒1人あたり 9.98円
		対物	
		保管物に係わる賠償責任	
賠償責任保険 オプション	児童・生徒賠償責任	児童・生徒1人あたり 226.10円	

(注)PTA団体傷害保険は、2022年5月1日時点のPTA会員世帯数(教師会員を除きます)に基づいて保険料をお支払いいただきます。保険期間中の世帯数増減による追加・返戻保険料の対応は行いませんのでご了承ください。PTA賠償責任保険は2022年5月1日付学校基本調査時点の児童・生徒数に基づいて保険料を算出します。保険期間中の児童・生徒数による精算は原則として行いません。なお、ご申告いただいた児童・生徒数が事実と異なる場合には、ご申告いただいた数値に基づく保険料と実際の数値に基づく保険料との割合により保険金を削減することになりますのでご注意ください。今年度の各PTAの保険料は別途書面にてご案内します。オプション部分(「児童・生徒およびその法定監督義務者の賠償責任」補償部分)の保険料は、ご加入児童・生徒数20,000名以上50,000名未満の場合の保険料です。ご加入児童・生徒数が20,000名を下回った場合には、保険料の引き上げまたは支払い限度額の引き下げ等の変更をさせていただきますので、予めご了承ください。

4. 加入手続きについて

(1) 加入依頼書の提出(締切日 2022年3月11日(金))

- ①各PTAで加入依頼書(様式-I)に、2022年3月1日付の在籍児童・生徒数と、2022年3月1日時点における各PTAの父母会員世帯数(*1)を記入し、埼玉県PTA連合会会長あてに提出(FAX)します。
- ②PTA会員およびその学校に通学される児童・生徒につきましては名簿(*2)を備え付ける必要がありますのでご注意ください。名簿に記載のない方は補償の対象となりません。
(*1)ここで報告いただく世帯数には教師会員は含みません。
(*2)PTA行事への参加が事前にPTAより認められている方の名簿につきましては、特に様式は問いませんが末尾に添付している「会員外名簿」をご利用いただくことも可能です。

(2) 保険料のお振込み(締切日 2022年6月10日(金))

- ①上記加入時に報告いただいた在籍児童・生徒数、父母会員世帯数を元に保険料を算出し各PTAにご案内いたします。
- ②保険料は締切日までに県PTA連合会に払い込みください。保険料納付方法につきましては新年度に送付します。

5. 保険金請求方法について

(1) 傷害事故の場合

- ①事故の通知
事故が発生したら、30日以内に傷害保険事故報告書(様式-II)に必要事項を記入の上、取扱代理店(東京海上日動パートナーズTOKIO)までご連絡(FAX)ください。請求に必要な書類が保険会社より被保険者(保険の対象となる方)に送付されます。
- ②保険金のご請求に必要な書類
保険会社より「ご請求手続きのご案内」が送付されますので、必要事項をご記入の上、請求に必要な書類(*1)を取付けてご提出ください。
(*1)交通事故の場合は、自動車安全運転センターで発行する「交通事故証明書」の提出が必要となったり、請求額が10万円超となる場合や後遺障害保険金を請求される場合等は診断書等の証明が必要です。請求される保険金の内容によって必要な書類が異なりますので、保険会社より送付される「ご請求手続きのご案内」で都度ご確認ください。
- ③保険金の受け取り
支払い額が決定次第、保険金請求書にご記入された口座に振り込まれます。原則、被保険者本人または保護者口座をご記入ください。

(2) 賠償事故の場合

- 傷害保険とは異なり、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合のみ保険金支払いの対象となります。
- ①PTA活動中のPTAの賠償責任
ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について賠償保険事故報告書(様式-III)に記入の上、取扱代理店(東京海上日動パートナーズTOKIO)または引受保険会社にご通知ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
 - ②児童・生徒および法定監督義務者の賠償責任
ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について賠償保険事故報告書(様式-IV)に記入の上、取扱代理店(東京海上日動パートナーズTOKIO)または引受保険会社にご通知ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

6. お問い合わせ先

●保険の詳しい内容についてのお問い合わせ窓口

(取扱代理店) 株式会社東京海上日動パートナーズTOKIO (東京海上日動グループ100%出資代理店)
〒108-6111 東京都港区港南2-15-2 品川インターシティB棟11階
TEL:03-6826-8200 FAX:03-6826-8201

(引受保険会社) 東京海上日動火災保険株式会社
(担当) 東京中央支店 専業営業第1チーム
〒108-6111 東京都港区港南2-15-2 品川インターシティB棟11階
TEL:03-5781-6583

●加入手続きについてのお問い合わせ窓口

(埼玉県PTA連合会事務局)

さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎5階 TEL:048-822-8561 FAX:048-814-0757

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店と有効に成立したご契約につきましては保険会社と直接契約されたものとなります。この保険契約に適用される普通保険約款・特約は次のとおりとなります。保険の詳細はご契約者である埼玉県PTA連合会の代表者にお渡ししている保険約款によります。

・PTA団体傷害保険

傷害保険普通保険約款、PTA団体傷害保険特約(B)、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約、細菌性食中毒等担保特約、傷害保険料支払いに関する特約、保険料支払い猶予期間の変更に関する特約、保険料に関する規定の変更特約

・PTA賠償責任保険

賠償責任保険普通保険約款、PTA特別約款、児童・生徒賠償責任不担保特約(任意付帯)、保険料不精算特約、保険料に関する規定の変更特約

この手引きはPTA団体傷害保険、PTA賠償責任保険の内容についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には取扱代理店までお問い合わせください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」をバックアップ!

東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

・デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話での相談や
毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間: 法律相談 :10:00~18:00
税務相談 :14:00~16:00
社会保険に関する相談 :10:00~18:00
暮らしの情報提供 :10:00~16:00
いずれも 土日祝日、
年末年始を除く

0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

ご注意ください

- ・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婿約とは異なります。
- *2 6親等以内の血族・3親等以内の姻族をいいます。

契約概要・注意喚起情報のご説明

- 本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております保険約款によりますが、ご不明点等につきましては「2022年度 保険制度の手引き」の問い合わせ先までお問い合わせください。なお、主な保険約款については弊社ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/yakkan.html)にも掲載しておりますので、必要に応じてご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに約款を掲載していない商品もあります。詳しくは「2022年度 保険制度の手引き」の問い合わせ先までお問い合わせください。)
- 契約概要はご加入いただく保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読み下さい。
- 注意喚起情報はご加入いただく保険のお申込みをいただくに際して、お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意ください情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
- ご家族等の方が被保険者(保険の対象となる方または補償を受けることができる方をいいます。)となる場合には、本説明書の内容をご説明いただきますようお願い申し上げます。

※「2022年度 保険制度の手引き」および加入依頼書控等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。

契約概要のご説明

1.商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

この保険は、埼玉県PTA連合会をご契約者とし、埼玉県PTA連合会に所属する単位PTAの会員等(PTA賠償責任保険においては単位PTAまたはPTAの児童・生徒・その法定監督義務者)を被保険者(保険の対象となる方または保険の補償を受けることができる方をいいます。以下同様とします。)とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。

この保険の名称等につきましては、「2022年度 保険制度の手引き」をご確認ください。

(2)補償の内容・保険期間(保険のご契約期間)

①保険金をお支払いする主な場合、②保険金をお支払いしない主な場合、③保険期間等につきましては、「2022年度 保険制度の手引き」をご確認ください。なお、PTA団体傷害保険でお支払い対象となるケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。死亡保険金受取人は被保険者(保険の対象となる方)の法定相続人となります。

(3)引受条件(保険金額等)

この保険での引受条件(保険金額等)は予め定められたご契約タイプとなります。ご契約タイプについての詳細は「2022年度 保険制度の手引き」をご確認ください。

2.保険料・保険料の払込方法

保険料は別途ご案内する書面にてご確認ください。また保険料の支払い方法については「2022年度 保険制度の手引き」をご確認ください。

3.満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

注意喚起情報のご説明

1.補償の重複に関するご注意

- 賠償責任を補償する特約等をご契約される場合で、被保険者またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約(他の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。)を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
- 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください(1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。)

<PTA賠償責任保険>

補償内容が同様の保険契約(特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払い限度額等をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

2.告知義務・通知義務等

(1)ご加入時における注意事項(加入依頼書の記載上の注意事項等)

<PTA団体傷害保険>

○保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから保険金等のお支払いが発生するリスクが高い方等が無条件にご加入されると保険料負担の公平性が保たれません。

○このためご加入時には、告知義務(ご加入時に代理店または弊社に重要な事項を申し出いただく義務)があります(弊社代理店は弊社に代わって告知を受領することができます)。告知義務の内容等については「2022年度 保険制度の手引き」をご参照ください。特に健康状態に関する告知が必要な商品については、被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします)となられる方の健康状態に応じてお引受けを行っており、健康状態に関して告知いただいた内容によってはお引受けをお断りさせていただくことがあります。健康状態に関する告知は必ず被保険者となられる方ご自身が事実をありのままに正確にご回答ください。

○もし、故意または重大な過失によって、告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、申込日から5年以内であれば、弊社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。ただし、「告知義務違反による解除の期間に関する特約」がセットされている場合(約款に同内容の規定がある場合を含みます)は、以下の取扱いとなります。

・保険期間が1年以内の場合:支払い責任の開始日(※)から1年以内に、①告知いただいた内容が不正確であることが判明した場合や②保険金の支払い事由が発生した場合に限り、「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。

・保険期間が1年を超えるご契約の場合:支払い責任の開始日(※)から2年以内に、①告知いただいた内容が不正確であることが判明した場合や②保険金の支払い事由が発生した場合に限り、「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。

(※)ご契約を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払い責任の開始日となります。

(次頁に続きます。)

○ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金支払い事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係がない場合は、保険金をお支払いの対象となります。

○なお、ご加入を解除させていただく場合以外にもご契約の締結状況により保険金をお支払いできないことがあります。例えば、『現在の医療水準では治癒が困難な病気・症状について、故意に告知をされなかった場合』等告知義務違反の内容が特に重大な場合、経過年数に関わらず、保険金をお支払いできないことがあります。

○加入依頼書は保険契約申込書の一部を成します。

○ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

<PTA賠償責任保険>

加入依頼書に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

(2)ご加入後における留意事項(通知義務等)

<PTA団体傷害保険>

○通知義務(ご加入後に加入内容に変更が生じた場合に代理店または弊社に連絡していただきたい義務)や各種手続き等については「2022年度 保険制度の手引き」をご確認ください。ご連絡や手続き等がないと、ご加入を解除したり保険金をお支払いできないこと等があります。

○保険期間の途中でPTA会員および児童・生徒に変更が生じた場合は、都度変更の上、変更後の名簿等を備え付けてください。

<PTA賠償責任保険>

○ご加入後に加入依頼書に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

(3)次回更新契約のお引受け

保険金請求状況等によっては、次回以降の更新のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので予めご了承ください。ご加入時に特定の疾病等について保険金をお支払いしない条件でお引受けをした場合であっても、その保険商品の健康状態に関するすべての質問事項について新たに告知いただくことで、更新にあたりその特定の疾病等を保険金お支払いの対象とするご加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただく場合や引受条件を制限させていただく場合がありますのでご注意ください。

東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

保険料は、商品ごとに、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、その商品の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

(4)示談交渉サービスは行いません

この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、ご加入者(被保険者)ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知置きください。なお、引受保険会社の同意を得ないでご加入者側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

(5)他の保険契約等がある場合

PTA賠償責任保険と重複する保険契約や共済契約(以下「他の保険契約等」といいます)がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:他の保険契約等とは関係なくこの保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

3.責任開始期

保険責任は、原則として、「2022年度 保険制度の手引き」記載の保険期間の開始時から始まります。

4.保険金をお支払いしない主な場合等

「2022年度 保険制度の手引き」をご確認ください。

5.保険会社破綻時の取扱い

①PTA団体傷害保険

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%(破綻保険会社の支払い停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

②PTA賠償責任保険

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限り)またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払い停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。詳細につきましては、引受保険会社までご照会下さい。(保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。)

6.個人情報取扱いについて

後記「個人情報の取扱いに関するご案内」をご確認ください。

7.新たな保険契約への乗換えについて

現在のご加入を解約、減額等をするを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に次の点にご注意ください。

①現在のご加入を解約、減額などされる場合の不利事項

・多くの場合、返れい金はお払込保険料の合計額より少ない額となります。特にご加入後短時間で解約されたときの返れい金は、まったくないか、あってもごくわずかとなる場合があります。

②新たな保険契約にご加入される場合のご注意事項

・新たにご加入の保険契約について、被保険者の健康状態などによりお断りしたり、特定の疾病を補償対象外としてお引受けする場合があります。

・新たにご加入の保険契約の保険料については、保険期間(新たにご加入の保険契約のご契約期間)の初日における被保険者の年齢等により計算されることがあります。

・新たにご加入の保険契約の保険料については、保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なる場合があります。

・新たにご加入の保険契約について告知をいただく際、告知されなかったり、事実と異なることを告知されると告知義務違反としてご加入が解除され保険金が支払われない場合があります。

・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被ったケガまたは病気・症状に対しては、保険金が支払われない場合があります。

現在のご加入を継続していれば保険金のお支払い対象となる場合でも、乗換えで新たにご加入の保険契約ではお支払い対象にならないことがあります。

・新たにご加入の保険契約の保険期間の初日と支払い責任の開始日が異なる場合があります。

(例えば、乗換えで新たにご加入の保険契約が「がん保険(1年契約用)」である場合、保険期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前の期間については、保険金をお支払いできません。この期間中に現在のご加入を解約するとがんの補償のない期間が発生します。)

(次頁に続きます。)

8. 被保険者からのお申し出による解約

傷害保険については、被保険者からの直接のお申し出によりその被保険者に係るご加入を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、「2022年度 保険制度の手引き」記載の問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、被保険者となるご家族等の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

9. 保険金のご請求・お支払いについて

(1) 事故が発生した場合の手続き等(PTA団体傷害保険)

事故が発生した場合には、事故の日時、場所、被害者名、事故状況等を30日以内に取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。

(2) 保険金請求書類(PTA団体傷害保険)

保険金の請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

- ・PTA行事の主催者が発行する事故証明書、交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明書等の事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類または証拠
- ・住民票、戸籍謄本等の被保険者または保険の対象であることを確認するための書類または証拠
- ・弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明するレントゲン・MRI等の書類または証拠、被保険者以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等
- ・領収書等の被害が生じた物の価格を確認できる書類、被害が生じた物の写真および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類または証拠
- ・他の保険契約等の保険金支払い内容を記載した支払い内訳書等、当会社が支払うべき保険金の額を算出するための書類または証拠
- ・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

(3) 代理人からの保険金請求(PTA団体傷害保険)

PTA団体傷害保険において、被保険者に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき被保険者の代理人がない場合は、被保険者の配偶者等のご家族(以下「ご家族」といいます)のうち弊社所定の条件を満たす方が、被保険者の代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は「2022年度 保険制度の手引き」記載の問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

(4) 賠償責任保険金ご請求の際のご注意

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます(保険法第22条第2項)。このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③の場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払いを承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

(5) ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- ①ご加入時にご契約者、被保険者または保険金受取人に詐欺または強迫の行為があった場合は、弊社にご加入を取り消すことができます。
- ②以下に該当する事由がある場合は、ご加入は無効になります。
 - ・ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもってした場合
 - ・死亡保険金受取人を指定する場合においてその被保険者の同意を得なかったとき(その被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合は除きます。)
- ③以下に該当する事由がある場合には、弊社にご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - ・ご契約者、被保険者または保険金受取人が弊社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
 - ・ご契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し被保険者または保険金受取人に詐欺の行為があった場合 等

重大事由による解除について(PTA賠償責任保険)

以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社にご加入を解除することができます。

この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者、被保険者等が引受保険会社にご加入したこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ・ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合

個人情報取扱に関するご案内

保険契約者である企業または団体は東京海上日動火災保険株式会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払い等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)をご参照ください。

引受保険会社:東京海上日動火災保険株式会社

保険に関するご意見・ご相談は :東京海上日動火災保険株式会社
東京中央支店 専業営業第1チーム(受付時間:平日9:00~17:00)
TEL:03-5781-6583

事故のご連絡・ご相談は :東京海上日動安心110番(事故受付センター)(受付時間:365日24時間)
0120-720-110 (フリーダイヤル)
携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用になれます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808

通話料
有料

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間: 平日 午前9時15分~午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、お申込みをいただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。
お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、「2022年度 保険制度の手引き」に記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることを「2022年度 保険制度の手引き」重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

- 保険金のお支払い事由(主契約、セットしている特約を含みます)、お支払いする保険金
- 保険金額(ご契約金額)
- 保険期間(保険のご契約期間)
- 保険料・保険料払込方法
- 保険の対象となる方

2. 加入依頼書の記載事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記載漏れ、記載誤りがある場合は、加入依頼書を訂正してください。また、下記の記載事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、「2022年度 保険制度の手引き」に記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

● 種目共通事項

- 加入依頼書の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

3. 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容についてご確認いただきましたか？

特に「注意喚起情報のご説明」には、「保険金をお支払いしない主な場合等」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意(※)」が記載されていますので必ずご確認ください。

※例えば、賠償責任を補償する特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

事故が起こったら

「2022年度 保険制度の手引き」P8記載の「5. 保険金請求方法について」をご覧ください。添付の事故報告書に必要な事項記入の上、取扱代理店(東京海上日動パートナーズTOKIO)までご連絡ください。

● 取扱代理店

保険金請求に関するお問い合わせ先

株式会社東京海上日動パートナーズTOKIO

TEL:03-6826-8200 (月~金 9:00~17:00)

FAX:03-6826-8201

保険金をお支払いする 事件事例

■傷害保険: 基本補償

- 1 PTA親睦リクリエーションのドッチボール試合中、ボールを取ろうとした際に、床に指をついて負傷した。
- 2 PTAバレーボールの練習中、ジャンプして着地をした際に右足首を痛めた。
- 3 PTA競技の審判で立っているところに、走ってきた教員と接触、転倒した時に左腕を負傷した。
- 4 運動会のPTA共催種目「父母綱引き」参加時、左足で強く踏ん張った際に左ひざをひねってしまい負傷した。
- 5 PTA奉仕活動で正門近くの花壇で除草作業を行っていたところ、毛虫に刺され両腕と背中に痒みと多数湿疹が出た。
- 6 PTA親子クリーン活動で草むしりをしていた時、異物が飛んで左目に入り、眼球を傷付けた。
- 7 PTA行事(親子お楽しみ会)参加時、同伴で来ていた幼児が体育館で遊んでいたところ、他の生徒と衝突しケガをした。
- 8 パザーの模擬店で熱湯が左手にかかり、火傷した。
- 9 PTA総会終了後、懇親会会場へ移動する際に足を滑らせ転倒し体を支えようとして左手をついたところ左肘を脱臼した
- 10 朝の登校時の交通立哨に自転車で行く途中、信号の無い交差点で右から直進してきた車と接触し転倒。

■賠償責任保険: 基本補償

- 1 運動会で、借用テントが突風で飛ばされ破損した。
- 2 親子除草の時、草刈機で駐車場付近の花壇の周りを除草作業している際、飛び跳ねた石が駐車中の車に当たり損傷。
- 3 PTAの奉仕活動で掃除をしていたところ、掃除用具が教室の蛍光灯に当たり破損させた。
- 4 資源回収の積み込み時、借りてきた車のバックモニター部分をトランクを開ける取っ手部分と間違えて引っ張り破損した。
- 5 PTA桜まつり会場で児童のけったボールが来賓の父母の顔に当たり、顔の打撲とメガネが破損した。

■賠償責任保険: オプション

- 1 昼休み中、校庭でサッカーボールで遊んでいたところ、通りかかった生徒のメガネに当たり破損させた。
- 2 休み時間中、教室で二人がふざけて遊んでいたところ、校庭側の窓ガラスに背中と肘が当たり、ガラスが破損した。
- 3 昼休み時間中に、ふざけて足を振り上げたところ、上履きが脱げ誤って窓ガラスに当たってガラスが破損した。
- 4 学校休み時間中、トイレで躓いてしまいガラス窓に手をつけてガラスを割ってしまった。
- 5 放課後に廊下を通りかかったところ、部活で楽器の移動をする為 廊下に出していた楽器に服が引っ掛かり倒してしまった。
- 6 帰宅後、壁に向かってサッカーボールを投げたところ、ボールがバウンドして通行人の後頭部に当たる。
- 7 雨の中 自転車で下校途中、雨具着用で前方が見えなかった為に、店の前に駐車してあった軽自動車に接触した。
- 8 コンビニの駐車場に自転車を停めたところ倒れてしまい、駐車中の車の右前部ドアを傷付けてしまった。
- 9 休日に公園で野球をしていた所、打ったボールがフェンスを越えて走行してきた車両の左後部ドアに当たり損傷させた。
- 10 スキー教室にてホテル内廊下を移動中、背負っていたリュックが廊下の柵の花瓶に当たり落ちた。
- 11 お友達と犬の散歩中、犬が後ろにいることを知らずに後ずさりした時に、友人の犬の足を踏んで骨折させてしまった。
- 12 放課後 歩道脇を自転車で走行中の生徒が、歩道より車道に出ようとしたお相手自転車と接触した。(責任割合 75:25)
- 13 クラブ活動前の自由練習中の事故で、蹴ったサッカーボールが校舎のガラスを割ってしまった。
- 14 体育の授業中、生徒が教師の指導に従わずふざけていて、投げたボールが他生徒のメガネに当たり破損させた。

賠償責任保険の保険金をお支払いしない場合

* 学校の管理下中の事故(授業中やクラブ活動中)の場合は、法律上生徒に賠償責任は発生しないため、保険金のお支払い対象となりません。ただし、生徒の過失が認められた部分は補償の対象となります。⑬・⑭

* 生徒が学校やお友達から借りた財物の損傷は、生徒の管理下財物(所有・使用・管理している物)とみなされますのでお支払いの対象となりません。

* スポーツの活動中の相手同士、およびケンカの場合は、ケガ・物の破損はお支払いの対象となりません。ただし、子ども同士のケンカで、子どもが幼く責任能力がない場合は、子ども供の親権者(被保険者)が賠償責任を負い、他の保険金をお支払いしない事由に該当しない限り、補償の対象となります。

もし事故が起ったら。

- ◆「事故報告書」をFAX 03-6826-8201にお送りください。
- ◆保険の対象となるかわからない、又は記入内容等について等のお問い合わせは、

取扱代理店 株式会社東京海上日動パートナーズTOKIO(東京海上日動グループ100%出資代理店)

TEL:03-6826-8200 FAX:03-6826-8201
(月～金 9:00～17:00)

締切日: 2022年3月11日(金)

〈加入者兼☆PTA賠償責任保険(管理者賠償責任担保条項部分)の被保険者〉

埼玉県PTA連合会 御中
FAX: 048-814-0757

単位PTA名: ()市・町・立()小・中学校PTA

会長名: 申込印
ご加入に際して確認印兼用

加入依頼書記入者:

TEL:

学校TEL: 学校FAX:

※埼玉県PTA連合会の会員PTAであることをご確認の上お申込みください
※被保険者の詳細は当保険制度の手引きでご確認ください

埼玉県PTA連合会 保険制度 加入依頼書

当PTAでは、「ご加入に際して」を確認し、以下のとおり埼玉県PTA連合会保険制度に加入することを依頼します。

- 補償開始日: 2022年4月1日午後4時
 - 2022年3月1日時点 在籍児童・生徒数: ()名
 - 2022年3月1日時点 世帯数(注): ()世帯
 - 保険料・払込方法: 保険料のご案内に記載
- 保険料は所定の締切日までに埼玉県PTA連合会へ払い込みます。
(注)ここでいう世帯数とは教師会員は除きます

〈オプション〉●児童・生徒の行為に起因する賠償責任に対する補償を申し込む。※埼玉県条例の自転車保険に該当します。

はい いいえ

保険料は所定の締切日までに埼玉県PTA連合会へ払い込みます。基本補償の保険料以外にオプションの保険料が別途必要になります。

〈ご加入に際して〉

私と被保険者(保険の対象となる方または補償を受けることができる方)全員は、以下の事項について確認・同意のうえ、保険契約者である団体に対して加入を依頼いたします。

- ①当PTAは、保険契約者である埼玉県PTA連合会の構成員であること。
- ②重要事項説明書の内容
- ③重要事項説明書添付の「ご加入内容確認事項」の内容
- ④下記に記載の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容

〈記入方法〉

上欄および下欄に記入の上、所定の加入依頼書提出締切日までに各所属市町村PTAへFAXしてください。

児童・生徒数の報告にあたっては、人数に誤りがないよう十分にご確認ください。万一、報告した児童・生徒数が文部科学省学校基本調査の児童・生徒数に不足していると、ご申告いただいた数値に基づく保険料と実際の数値に基づく保険料との割合により保険金が減額されることとなりますのでご注意ください。(PTA賠償責任保険)

★1 PTA賠償責任保険で補償の対象となる危険について、過去5年以内に損害賠償請求を受けたことがありますか。 (過去に東京海上日動と締結した保険契約の申込みについて、すでに告知いただいたものを除きます)	はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>			
★2 PTA賠償責任保険で補償の対象となる危険について、将来損害賠償請求を受けるおそれのある事実がすでに発生することを知っていますか。 (過去に東京海上日動と締結した保険契約の申込みについて、すでに告知いただいたものを除きます)	はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>			
★3 上記1または2のいずれかが「はい」の場合は、損害賠償請求およびその原因となる事実についての具体的な内容をご記入ください。				
★4 他の保険契約等(この保険契約の全部または一部に対して支払い責任が同じである保険契約または共済契約をいいます)がありますか。	はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>			
★5 上記4が「はい」の場合はその具体的な内容をご記入ください。				
被保険者名	保険会社・共済会社	保険種類	満期日(補償満了日)	保険金額・支払い限度額/ご契約金額(万円)

★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。これらについてお答えいただいた内容が事実と異なる場合や事実をお答えいただかない場合はご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。また、☆が付された事項に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご加入の取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

〈個人情報の取扱いに関するご案内〉

保険契約者である企業または団体は東京海上日動火災保険株式会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払い等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 - ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること
- 詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)をご参照ください。

.....〈以下埼玉県PTA連合会使用欄〉.....

・上記各PTAは埼玉県PTA連合会の会員であることを確認しました。
・(基本補償)(オプション補償)加入を確認しました。

埼玉県PTA連合会
確認印

様式一Ⅱ

傷 害

事 故 報 告 書

証券番号

報告者	氏名	住所	TEL
傷害を負われた方の氏名		氏名 (フリガナ)	
		性別 男 ・ 女 生年月日 年 月 日	
傷害を負われた方の住所とご連絡先		住所 〒	
		自宅TEL - - 携帯TEL - -	

保険金請求書類は東京海上日動火災保険(株)より上記住所へ送付させていただきます

『事故の内容をお聞かせください』

事故の内容	事故日	年 月 日	AM PM	時	分頃		
	事故場所	都道府県					
	事故状況						
	事故状況						

行事名・開催日等

『治療を受けている医療機関はどちらですか』

傷害・治療の内容	傷害	創傷	挫傷	骨折	脱臼	捻挫	腱断裂	やけど	熱傷	腰痛	その他	部位	その他
	医療機関名	電話番号											
	医師・科目	医師		科目									
	入院(見込)日数	月 日		~		月 日							
	通院(見込)日数	月 日		~		月 日							
	手術内容	実施日	年 月 日		内容								
	後遺障害(見込)	無・有 ()		就業不能期間(見込)		月 日 ~ 月 日							

上記の者は本PTA会員であり、PTA行事参加中に事故が発生したことを報告・証明致します。

年 月 日

立

学校PTA会長

氏名



確認事項同意印兼用

<確認事項>

当PTAは、保険契約者である埼玉県PTA連合会の団体構成員であることを確認し、重要事項説明書記載の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容について確認の上、同意いたします。

<個人情報の利用目的>

お客様の個人情報につきましては、保険引き受けの判断、保険事故への対応（関係先への調査や損害保険について損害保険会社間や東京海上グループ内での確認を含みます）、保険金のお支払いおよび各種商品・サービスの提供・案内を行うために利用させていただきます。

FAX : 03-6826-8201

事故時のご連絡・ご相談は東京海上日動パートナーズTOKIOまで TEL : 03-6826-8200

様式一Ⅲ

PTA賠償責任

事故報告書

証券番号

担当者名（報告者）	氏名（フリガナ）
担当者の住所とご連絡先	住所 〒 自宅TEL - - - 携帯TEL - - -

『事故の内容をお聞かせください』

事故の内容	事故日	年 月 日 AM PM 時 分頃	☒
	事故場所	都道府県	
	事故状況		

行事名・開催日等				
届出官公庁	警察 消防 その他	担当官	届出人	届出上の被害者名 ()
				届出日 月 日

『被害内容につきお聞かせください』

被害者名	氏名（フリガナ）
被害者住所と連絡先	住所 自宅TEL - - - 携帯TEL - - -
被害者・被害物の 損害の程度・負傷部位等	損害見込み額
賠償責任の有無に対する 被保険者の見解	

PTA行事中に上記事故が発生したことを報告・証明致します。

年 月 日

立 学校PTA会長

氏名

印

確認事項同意印兼用

<確認事項>

当PTAは、保険契約者である埼玉県PTA連合会の団体構成員であることを確認し、重要事項説明書記載の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容について確認の上、同意いたします。

<個人情報の利用目的>

お客様の個人情報につきましては、保険引き受けの判断、保険事故への対応（関係先への調査や損害保険について損害保険会社間や東京海上グループ内での確認を含みます）、保険金のお支払いおよび各種商品・サービスの提供・案内を行うために利用させていただきます。

FAX : 03-6826-8201

事故時のご連絡・ご相談は東京海上日動パートナーズTOKIOまで TEL : 03-6826-8200

様式一Ⅳ

児童・生徒の賠償責任

事故報告書

報告者		氏名	住所	TEL	証券番号
児童・生徒名 (被保険者)	氏名 (フリガナ)				
親権者名 (請求者)	氏名 (フリガナ)				
請求者の住所とご連絡先	住所 〒 自宅TEL - - 携帯TEL - -				

『事故の内容をお聞かせください』

事故の内容	事故日	年 月 日	AM PM	時 分頃	図	
	事故場所	都道府県				
	事故状況					
	事故状況					
	事故状況					
行事名・開催日等						
届出官公庁	警察 消防 その他	担当官	届出人	届出上の被害者名 ()	届出日 月 日	

『被害内容につきお聞かせください』

被害者名	氏名 (フリガナ)				
被害者住所と連絡先	住所 自宅TEL - - 携帯TEL - -				
被害者・被害物の 損害の程度・負傷部位等					損害見込み額
賠償責任の有無に対する 被保険者の見解					

上記の者は本PTA会員であり、上記内容の事故が発生したことを報告致します。

年 月 日

立

学校PTA会長

氏名

印

確認事項同意印兼用

< 確認事項 >

当PTAは、保険契約者である埼玉県PTA連合会の団体構成員であることを確認し、重要事項説明書記載の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容について確認の上、同意いたします。

< 個人情報の利用目的 >

お客様の個人情報につきましては、保険引き受けの判断、保険事故への対応（関係先への調査や損害保険について損害保険会社間や東京海上グループ内での確認を含みます）、保険金のお支払いおよび各種商品・サービスの提供・案内を行うために利用させていただきます。

FAX : 03-6826-8201

事故時のご連絡・ご相談は東京海上日動パートナーズTOKIOまで TEL : 03-6826-8200

特に様式は問いませんが本名簿をご利用いただくことも可能です

会員外名簿

●各PTAが事前に承認し、補償の対象に含める者

学校名 _____ 会長名 _____ 印 _____

確認事項同意印兼用

No.	氏名	参加行事名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		

・不足分は増刷りしてご使用ください。

<確認事項>

当PTAは、保険契約者である埼玉県PTA連合会の団体構成員であることを確認し、重要事項説明書記載の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容について確認の上、同意いたします。

<個人情報の利用目的>

お客様の個人情報につきましては、保険引き受けの判断、保険事故への対応（関係先への調査や損害保険について損害保険会社間や東京海上グループ内での確認を含みます）、保険金のお支払いおよび各種商品・サービスの提供・案内を行うために利用させていただきます。